

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月8日(月)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員(17名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及川正義 委員
3番 金杉勝城 委員	4番 布施陽子 委員
5番 高品文敬 委員	6番 椎名寛 委員
7番 布施行雄 委員	8番 小林須美子 委員
9番 太田憲一 委員	10番 大木武一 委員
11番 鈴木茂 委員	12番 佐藤正剛 委員
13番 石田利之 委員	14番 安藤幸春 委員
15番 穴澤久男 委員	16番 伊藤栄治 委員
17番 渡邊弘仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員(10名)

18番 伊藤輝夫 委員	19番 秋山菊次 委員
20番 布施利雄 委員	21番 加瀬安男 委員
22番 並木昭男 委員	24番 山崎幸治 委員
25番 塚本繁雄 委員	26番 木原正勝 委員
27番 江波戸和男 委員	29番 石橋誠 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員(0名)

(2) 農地利用最適化推進委員(2名)

23番 鎌形豊 委員	28番 八木正雄 委員
------------	-------------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
9件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について

3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成31年4月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、3番金杉勝城委員、4番布施陽子委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号の番号1番及び4番から6番までは、利用権設定に関する件
であります。番号2番、3番及び7番から9番までは、所有権移転に関す
る件であります。

【議案第1号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、
この内、番号5番は、議案第3号の番号3番の一時転用許可に付随する案
件であるため、議案第3号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこと
となります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 1 番 　　番号1番について、譲受人は農業経営するため父から新たに農地を借り受け営農を行うものです。労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

す。
番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

5 番 　　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号5番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

1 5 番 　　番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

2 番 　　番号8番と9番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るもの

です。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち

切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申

請について」採決に入ります。
原案のとおり決することと共に、番号5番については、知事の処分に併

せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、議案書を基に朗読】

番号1番について、当初計画者は、申請地に賃貸住宅2棟の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、承継者が新たに専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、当初計画者は、申請地に専用住宅の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、承継者が新たに中古車展示場(20台)用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8 番 番号1番について、当初事業計画者は、許可後、体調を崩したため事業の実施を断念したそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

14番 番号2番について、当初事業計画者は、許可後、勤務地が遠方になったことから住宅建築を断念したそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、6台分の貸駐車場用地として田476㎡を譲り受け
計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、23台分の貸車両置場用地として畑431㎡を譲り
受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑1,306㎡の
内7.47㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題な
いと考えます。

番号4番について、物置用地として畑65㎡を借り受け計画するもの
です。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑300㎡を譲り受け計画する
ものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、専用住宅用地として畑51㎡を譲り受け、申請地に
隣接する山林206㎡と合わせた合計257㎡に住宅建築を計画するもの
です。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番と8番の譲受人は同一です。中古車展示場用地として番号7番
の申請地畑400㎡と番号8番の申請地畑330㎡の合計730㎡を譲り
受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番について、専用住宅用地として畑3筆合計301㎡を借り受け
計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

6番 番号1番について、申請地に車6台分の駐車場を整備し、譲受人が役員
を務める会社に貸し出そうとするものです。農地区分については、第2種
農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等
の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

1番 番号2番について、譲受人は申請地の隣接地で自動車の販売・整備業を
営んでおりますが、事業拡大に伴い申請地を車23台分の車両置場を整備
し、会社へ貸し出そうとするものです。農地区分については、第1種農地
相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題

なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5 番 番号3番について、譲受人は平成28年5月に一時転用許可を受け、申請地で営農型太陽光発電事業を行ってきましたが、許可期間の3年が満了することから、今回、事業継続のため新たに許可を受けようとするものです。農地区分については、農用区域内農地です。これまで周辺農地への影響も見受けられず、また、地域農家からの苦情等も聞かれないことから問題ないと考えます。

3 番 番号4番について、譲受人夫婦は子2人と生活しておりますが、自宅内の生活用品が増えてきたことから、自宅に隣接する申請地に物置の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8 番 番号5番について、譲受人は妻と子2人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、手狭となったことから、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、譲受人は妻と子1人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、手狭となったことから、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 4 番 番号7番と8番の譲受人は同一です。譲受人は市外で中古車販売業を営んでおりますが、事業拡大に伴い申請地に20台分の中古車展示場を整備しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 5 番 番号9番について、譲受人は妻、子2人と母と実家で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、実家に隣接する申請地に家族4人で生活するための専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われます。例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3件でございます。
あっせん申出番号1番について、田3筆と畑1筆を売買したいとのことです。
あっせん申出番号2番について、畑5筆を売買または賃借したいとのことです。
あっせん申出番号3番について、田1筆と畑1筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番と2番のあっせん委員に5番高品文敬委員、12番佐藤正剛委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に15番穴澤久男委員、18番伊藤輝夫委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番と2番のあっせん委員に5番高品文敬委員、12番佐藤正剛委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に15番穴澤久男委員、18番伊藤輝夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 9件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 3件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成31年4月8日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。